



湯 沢 市

「人と自然が輝き、ふるさとの技がさえる
美しさあふれるまち」




合併期日	平成17年3月22日	合併の方式	新設
合併関係市町村	湯沢市、稲川町、雄勝町、皆瀬村		

所在地	湯沢市佐竹町1番1号
電話	0183-73-2111
FAX	0183-73-2117
ホームページ	http://www.city-yuzawa.jp/
Eメール	somu@city-yuzawa.jp

面積	790.72	km ²	(H12国土地理院調査)
内訳	200.20	km ²	湯沢市
	65.88	km ²	稲川町
	306.02	km ²	雄勝町
	218.62	km ²	皆瀬村

人口	58,504	人	(H12国勢調査)
内訳	34,963	人	湯沢市
	10,845	人	稲川町
	9,656	人	雄勝町
	3,040	人	皆瀬村

世帯数	17,459	世帯	(H12国勢調査)
内訳	11,134	世帯	湯沢市
	2,828	世帯	稲川町
	2,750	世帯	雄勝町
	747	世帯	皆瀬村

<p>位置 ・ 地勢</p>	<p>湯沢市は、秋田県の南東部に位置し、宮城県、山形県の両県に接しており、両県とは、秋田県の南の玄関口として、国道13号、108号及び398号で結ばれ、県都秋田市からは約70km、仙台市からは約95kmの距離にある。 また、市の面積は790.72km²で、秋田県の面積の約6.8%を占めている。 地勢は、東方の奥羽山脈、西方の出羽丘陵に囲まれ、それらの山々を源に、南北に貫流する雄物川と、その支流である皆瀬川や役内川沿いに豊かな水田地帯を形成している。県境付近の西栗駒一帯は、雄大な自然林を有しているほか、豊富な温泉群にも恵まれている。</p>	
------------------------	---	---

<p>産業 ・ 観光</p>	<p>湯沢市は、小安峡温泉・秋の宮温泉郷・泥湯温泉などの豊富な温泉資源や、七夕絵どうろうまつり・小町まつり・犬っこまつりに代表される多彩な観光イベント、川原毛地獄・院内银山跡・小安峡大噴湯などの名所旧跡、更に、稲庭うどん・川連漆器・湯沢の銘酒と地力ある特産品を有している。 湯沢市のもっとも大切なテーマの一つに『美』がある。湯沢市は「美人で知られる平安歌人の小野小町生誕伝説の息づくまち」、また、「小京都ゆざわ」といわれるように絵どうろうの灯り揺らめく麗しきまちである。湯沢市は観光に取り組む地域と連携し、『美』にふさわしい景観や交流空間づくりを積極的に行っている。</p>	
------------------------	---	--



絵どうろうまつり



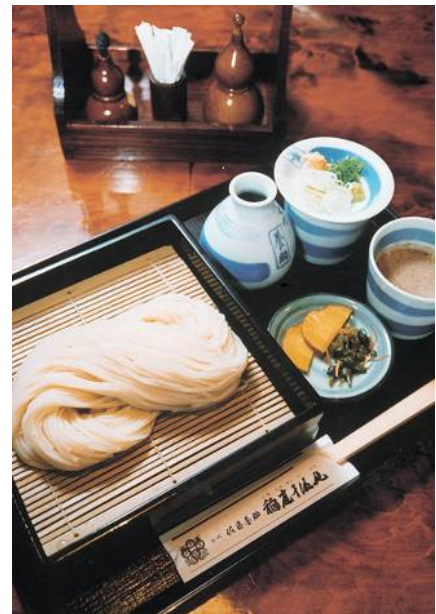
小安峡大噴湯

組織 (合併後初代)	市長	副市長	収入役	議長	副議長
	鈴木 俊夫	由利 幸男	由利 幸男	永井 邦右	真木 昭二
	H17.4.17～	H18.4.1～	H17.7.1～ H18.3.31	H17.3.22～	H17.3.22～ H17.10.31

行政 施策	<p>① 豊かな自然が輝く安全で快適な美しいまちづくり 市民の安全・安心の確保をはじめ、利便性・快適性を高めるとともに、住むことを誇れるような定住環境づくりを進めます。</p> <p>② 健康と暮らしをともに支えるみんなの笑顔が輝くまちづくり 少子高齢化、人口減少が進展する中、子どもからお年寄りまで、すべての人が支え合い、健康で、生き生きと暮らせるまちを目指します。</p> <p>③ ふるさとの技が輝く活力あふれるまちづくり 市民所得の向上と若年層を中心とした定住化の促進のために、雇用の場を確保するとともに、特に地域の活性化に向けて、地域資源や歴史に培われた「技」を活用した農林業や商工業の育成・振興を進めます。</p> <p>④ あたたかな心と豊かな文化で人が輝くまちづくり 「地域づくりは人づくりから」という視点に立ち、郷土の歴史や文化を踏まえ、地域が一体となって将来を担う人づくりを積極的に進めます。</p> <p>⑤ みんなで築く夢が輝くまちづくり 個性豊かな独自のまちづくりを市民主体で進めていくため、市民と行政の協働によるまちづくりを市政の基本理念とし、参加・協働のまちづくりを推進します。</p>
----------	--

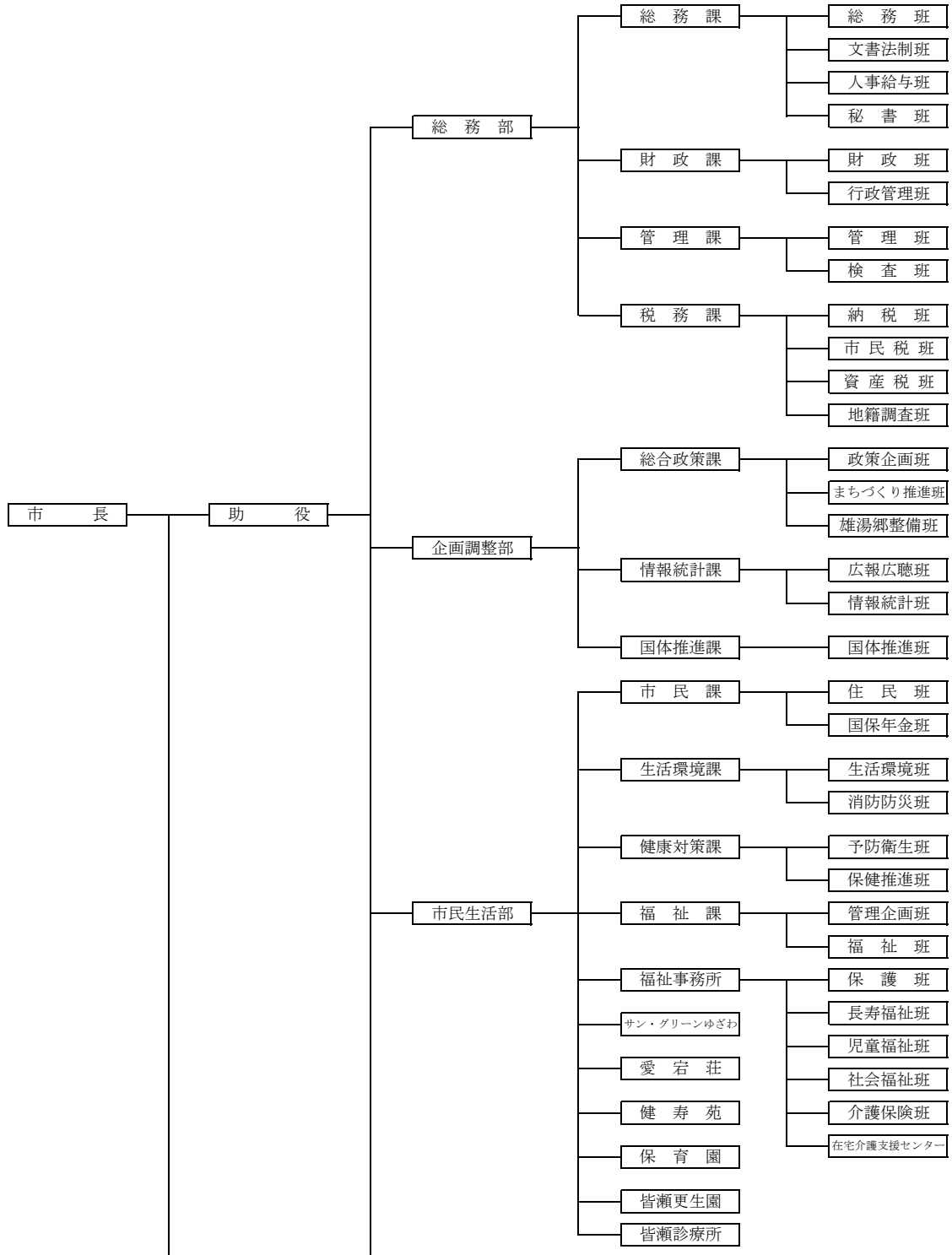


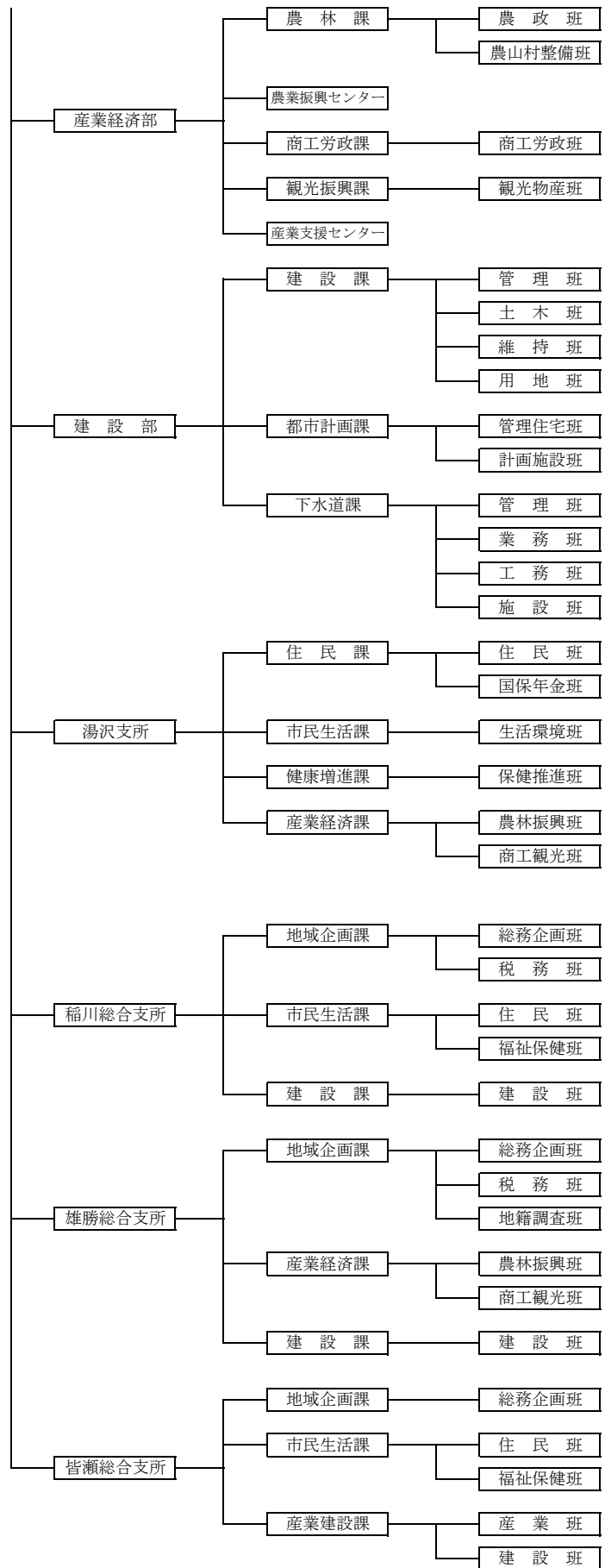
小町娘

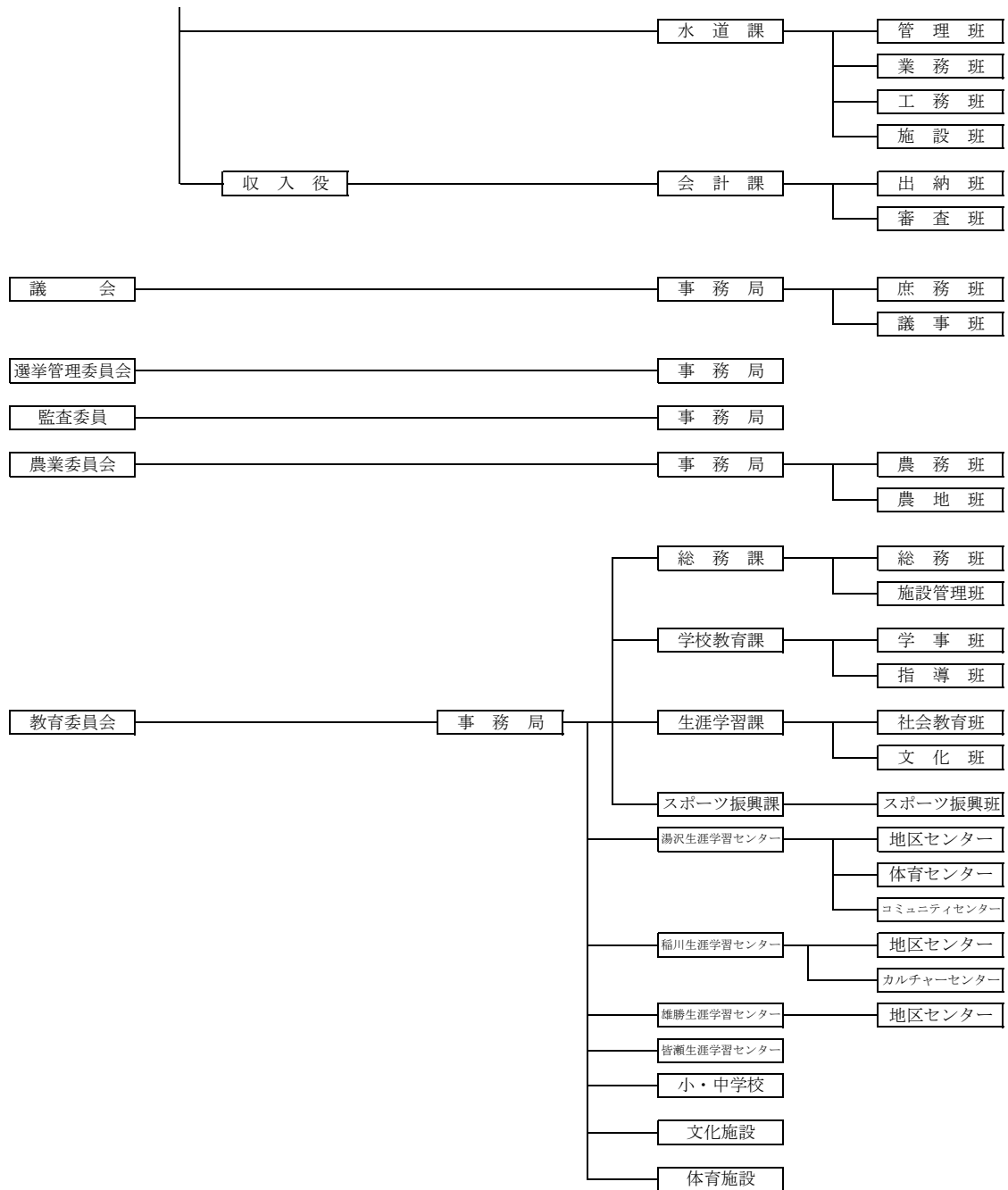


稲庭うどん

湯沢市行政機構







1 合併関係市町村の沿革

湯沢市:昭和29(1954)年3月31日、湯沢町、岩崎町、山田村、三関村、弁天村、幡野村が合併して市制を施行し、翌30(1955)年3月1日、須川村を編入した。

稲川町:昭和31(1956)年9月30日、稲庭町、三梨村、川連町(川連町・駒形村)が合併して稲庭川連町となり、その後、昭和41(1966)年4月1日、町名を稲川町と改めた。

雄勝町:昭和30(1955)年4月15日、院内町、横堀町、秋ノ宮村が合併し、雄勝町となり、同年7月25日、小野村を編入した。

皆瀬村:明治17(1884)年、川向・畑等の2村を稲庭から分離して皆瀬村と呼び、明治22(1889)年4月22日、村制を施行した。

平成17(2005)年3月22日、上記1市2町1村が新設合併し、「湯沢市」が誕生した。

2 合併関係市町村間のつながり

合併した4市町村の生活圏は、交通や情報通信手段の飛躍的な発達に伴い、市町村の枠を超えて広域化していた。

また、4市町村は、地場産業の振興、観光の振興、広域交通基盤の整備、保健・医療・福祉の充実など共通の地域課題を抱えており、以前から広域的な課題については各市町村が連携して取り組んできたが、大規模な投資を伴う施策などについて更に効果的な対応が求められることから、一体的な体制で重点的、計画的に取り組む必要があった。

更に、地域間競争が激しさを増す中で、本地域の特色を生かして発展していくためには、4市町村が一体となって産業や観光など自らの個性や魅力について情報発信できる力を強化することが必要だった。

このようなことから、市町村合併という選択により、それぞれの地域の特色ある資源を最大限に生かし、それらを組み合わせ融合させて、新たなまちづくりを進めている。

3 合併に向けた動き

湯沢雄勝圏域の市町村合併に関する具体的取り組みは、平成14年5月に行われた企画担当課長会議がその始まりとなっている。この会議を受けて圏域6市町村による市町村合併調査研究会が設置され、6回の研究会を開催した。

平成14年11月には湯沢市議会において市町村合併促進の決議がされ、湯沢市からの任意協議会設立の働きかけに3町村が賛同し、平成15年4月1日に4市町村で構成する湯沢雄勝合併協議会（任意）を設置した。

この任意協議会においては、合併の目的・効果に関する検討等計4回の協議を経て、同年7月1日には湯沢雄勝合併協議会（法定）へ移行した。

平成14年	6月 3日	市町村合併調査研究会設置
	6月 26日	市町村合併調査研究会(2回目)
	11月 12日	湯沢市議会による市町村合併の促進に関する決議
平成15年	3月 4日	湯沢雄勝合併協議会設立準備会(1回目)
	3月 14日	湯沢雄勝合併協議会設立準備会(2回目)
	3月 18日	湯沢雄勝合併協議会設立準備会助役会議
	3月 19日	湯沢雄勝合併協議会設立準備会首長会議
	3月 25日	湯沢雄勝合併協議会設立趣意書締結式
	4月 1日	湯沢雄勝合併協議会(任意協議会)設置 (以降、全4回の任意合併協議会を開催)
	6月 13日	法定協議会設置議案可決(湯沢市)
	6月 18日	法定協議会設置議案可決(雄勝町)
	6月 25日	法定協議会設置議案可決(稲川町、皆瀬村)
	6月 27日	法定協議会設置協議書及び確認書締結式
	7月 1日	湯沢雄勝合併協議会(法定協議会)設置を届出
	7月 7日	第1回湯沢雄勝合併協議会 (以降、臨時会も含め、全21回の合併協議会を開催)
	平成16年	10月 18日
10月 22日		廃置分合関係議案可決(湯沢市)
10月 26日		廃置分合関係議案可決(皆瀬村)
10月 29日		廃置分合関係議案可決(稲川町、雄勝町)
11月 1日		県知事へ廃置分合を申請
12月 15日		県議会で廃置分合議案可決
12月 16日		県知事が廃置分合を決定、総務大臣に届出
平成17年	1月 17日	総務大臣の告示
	3月 22日	湯沢市誕生

4 合併協議の概要

平成15年	7月 1日	湯沢雄勝合併協議会設置 会長 湯沢市長 鈴木俊夫 副会長 稲川町長 遠藤幸次 雄勝町長 菅義雄 皆瀬村長 後藤市之丞 委員 25名（会長、副会長を含めず）
	7月 7日	第1回湯沢雄勝合併協議会にて次の項目を確認 ・協議会会議運営規程 ・協定項目の調整方針 ・協定項目の検討事項及びスケジュール確認
	8月 1日	第2回湯沢雄勝合併協議会にて次の項目を確認 ・合併の方式 ・合併の期日 ・新市事務所の位置 ・現在実施している事業の取扱い ・合併を見据えた事業計画
	8月 26日	第3回湯沢雄勝合併協議会にて次の項目を確認 ・新市将来構想協議
	9月 22日	第4回湯沢雄勝合併協議会にて次の項目を確認 ・財産の取扱い（財産区、旧慣使用権を除く）
	10月 27日	第5回湯沢雄勝合併協議会にて次の項目を確認 ・一般職職員の身分の取扱い ・特別職の職員の身分の取扱い ・条例・規則等の取扱い ・公共的団体の取扱い ・補助金・交付金の取扱い ・新市建設計画策定方針
	12月 24日	第7回湯沢雄勝合併協議会にて次の項目を確認 ・地方税の取扱い ・町名・字名の取扱い ・慣行の取扱い ・介護保険事業の取扱い ・電算システム事業の取扱い

平成16年	1月26日	第8回湯沢雄勝合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・新市の名称 ・消防団の取扱い ・各種計画の見直し ・消防防災事業の取扱い
	2月23日	第9回湯沢雄勝合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会委員の定数及び任期の取扱い ・女性政策事業の取扱い ・姉妹都市・国際交流事業の取扱い ・総合交通施策事業協議の取扱い
	3月22日	第10回湯沢雄勝合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全・防犯事業の取扱い ・保健衛生事業の取扱い ・高齢者・障害者福祉事業の取扱い ・建設事業の取扱い
	4月27日	第11回湯沢雄勝合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業の取扱い ・環境対策事業の取扱い ・新市建設計画(素案:基本方針部分)
	5月24日	第12回湯沢雄勝合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産事業の取扱い ・商工・観光事業の取扱い ・社会教育事業の取扱い ・その他事業協議
	6月 14日	第13回湯沢雄勝合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・財産の取扱い(財産区、旧慣使用権、温泉井権利) ・国民健康保険事業の取扱い ・地域情報化事業の取扱い ・児童・母子福祉事業の取扱い・新市建設計画(案) ・一部事務組合・公社等の取扱い ・合併の期日(具体的期日) ・農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

平成16年	6月 28日	第14回湯沢雄勝合併協議会にて次の項目を確認 ・新市建設計画(素案：主要事業部分) ・学校教育事業の取扱い
	7月 5日	湯沢雄勝合併協議会第1回臨時会にて次の項目を確認 ・議会議員の定数及び任期の取扱い(在任特例の適用、定数30人)協議
	7月 28日	第15回湯沢雄勝合併協議会にて次の項目を確認 ・新市事務所の位置(庁舎利用方法) ・地域審議会の取扱い ・事務組織及び機構の取扱い ・行政連絡組織の取扱い ・コミュニティ施策事業の取扱い ・議会議員の定数及び任期の取扱い(在任特例適用期間中の議員報酬)
	8月 9日	湯沢雄勝合併協議会第2回臨時会にて次の項目を協議 ・議会議員の定数及び任期の取扱い(在任特例適用期間)
	8月 25日	第16回湯沢雄勝合併協議会にて次の項目を確認 ・新市建設計画(案) ・議会議員の定数及び任期の取扱い(在任特例適用期間) ・一部事務組合・公社等の取扱い ・合併の期日 ・農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
	9月 27日	第17回湯沢雄勝合併協議会にて次の項目を確認 ・新市建設計画 ・上・下水道事業の取扱い ・合併協定書
平成17年	1月 17日	第18回湯沢雄勝合併協議会にて次の項目を確認 ・合併協定項目の「調整の具体的内容」について ・湯沢雄勝合併協議会の廃止及び会計処理について
	3月 14日	第19回湯沢雄勝合併協議会にて次の項目を確認 ・合併協定項目の「調整の具体的内容」について ・市長職務執行者の選任について

① 合併の方式

第2回合併協議会において、湯沢市、稲川町、雄勝町、皆瀬村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する「新設合併」とすることを確認した。

② 合併の期日

第2回合併協議会において、合併の期日は、平成17年3月31日以内を目標とすることを確認した。その後、平成16年8月25日第16回合併協議会において、合併の期日を「平成17年3月22日」とすることを確認した。

③ 新市の名称の取扱い

平成16年1月26日第8回合併協議会において、前回の協議結果に基づき、新市の名称候補について、委員が支持する理由や意見などを述べた。

投票の前に、1人1点の無記名投票とすること、1回目の投票で投票総数（出席委員数から棄権者数を引いた数）の過半数を得た名称がなかった時は、上位2点での決選投票を行うことなど「新市名称選考投票の要領」や「開票の取扱い」、「結果の取扱い」について確認した。

その後、会長、副会長を除く23人（欠席委員2人）の委員が投票した結果、湯沢市11票、こまち市8票、南秋田市2票、無効2票となり、過半数（12票）を得た名称候補がなかったため、湯沢市とこまち市の上位2点で決選投票を行うことになった。再び23人の委員が投票を行い、その結果、湯沢市14票、こまち市8票、無効1票となり、新市の名称は「湯沢市」と決定した。

【新市名称確認までの流れは次のとおり】

- ・ 第2回合併協議会で公募することを確認。
- ・ 平成15年9月10日から10月31日まで、一般公募を実施
（応募総数2,109点、名称の種類600種）
- ・ 第4回合併協議会で新市名称候補選考委員会の設置要綱、選考基準を確認。
- ・ 新市名称候補選考委員会の委員による第1次審査で37点を選考。
- ・ 新市名称候補選考委員会の委員による第2次審査で9点を選考。
- ・ 第6回合併協議会で9点の中から委員の投票で3点に絞り込むことを確認。
- ・ 第7回合併協議会で委員による選考投票を実施、「湯沢市」「こまち市」「南秋田市」に絞り込む。
- ・ 第8回合併協議会で新市名称候補について委員が意見を述べた後、選考投票を実施。「湯沢市」と「こまち市」の2点に絞られ、続く決選投票により「湯沢市」が選考され、新市名称を確認。

④ 新市事務所の位置の取扱い

平成16年7月28日開催第15回合併協議会において、新市の事務所の位置について協議し、原案どおりとすることを確認した。

- 「(1) 新市の事務所の位置は、湯沢市佐竹町1番1号（現在の湯沢市役所の位置）に置く。
- (2) 新市の事務所については、本庁一部分散方式とする。
- (3) 湯沢市役所を本庁とし、稲川町役場、雄勝町役場、皆瀬村役場に支所を置き、それぞれ「稲川庁舎」、「雄勝庁舎」、「皆瀬庁舎」と呼称する。
- (4) 支所の方式については、合併直後の住民サービスに急激な変化をきたすことのないよう地域住民の利便性を図るため、総合支所方式とする。
- (5) 新庁舎の建設については、住民の利便性、新市の組織・機構等を勘案しながら合併後検討する。」

⑤ 財産の取扱い

平成16年6月14日第13回合併協議会において、財産の取扱いについて協議し、原案どおりとすることを確認した。

- 「(1) 4市町村の所有する財産（権利、債務を含む）は、すべて新市に引き継ぐものとする。
- (2) 財産区については、現行のとおり存続するものとする。
- (3) 山林等の旧慣による使用権については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 温泉井の権利については、現行のとおり新市に引き継ぐ。」



合併協議会

⑥ 議会議員の任期及び定数の取扱い

議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、平成15年8月1日第2会合併協議会から協議を継続して行い、平成16年1月26日第8回合併協議会では、在任特例期間を6箇月とする提案について協議を行ったが、採択の結果賛成少数で否決された。

平成16年7月5日合併協議会第1回臨時会において、在任特例を適用すること及び定数を30人とすることを確認したが、在任特例の適用期間を13箇月とする案及び適用期間内の報酬については、様々な意見が出され、集約できずに継続審議することとした。

その後、平成16年7月28日第15回合併協議会において、在任特例期間中の議会の議員の報酬は、現行報酬とすることが確認されたものの、適用期間については、再度継続審議となった。

更に、平成16年8月25日第16回合併協議会において、在任特例の適用期間について、約7箇月とする提案について賛成・反対の意見があり協議だけでは意見を集約できなかったため、採決をすることになった。採決の方法についても、挙手・起立で行うべきとする意見と、投票で行うべきとする意見があり、最終的に投票によることとなった。投票の結果、出席委員の3分の2以上の18票の賛成があり、在任特例の適用期間を平成17年10月31日までの約7箇月とすることを確認した。

- 「(1) 4市町村の議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定（議会の議員の在任に関する特例）を適用する。
- (2) 在任特例の適用期間は、平成17年10月31日までとする。
- (3) 新市の議会の議員の定数は、30人とする。
- (4) 在任特例適用期間中の議会の議員の報酬は、現行報酬とする。」

⑦ 農業委員会委員の任期及び定数の取扱い

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、第9回合併協議会で確認した。農業委員会の区域を分けて複数の選挙区を設ける場合には、すべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ha以上となるか、又は基準農業者数が600人以上となるようにする必要があり、2000年世界農林業センサスでは、皆瀬村の農地面積について単独で選挙区を設置することができない数値であったため、稲川町と皆瀬村の区域で一つの選挙区を設置することとしていた。

しかし、平成16年8月1日現在の「農地基本台帳」の数値では、皆瀬村の区域内の農地面積が561haであり、皆瀬村の区域単独でも選挙区を設けることができることが分かった。このため、稲川町と皆瀬村の区域を合わせて一選挙区としていたものを、それぞれの区域ごとに選挙区を設置することとしたもので、合計5つの選挙区を設置することを平成16年8月25日第16回合併協議会において確認した。

- 「(1) 新市に1つの農業委員会を置く。
- (2) 4市町村の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条

第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月31日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

(3) 新市の選挙による委員の定数は40人とする。

(4) 現市町村の区域を基本とする5つの選挙区を設置する。

(湯沢市2、稲川町1、雄勝町1、皆瀬村1)

選挙区ごとの委員の定数は選挙人の数により調整する。」

⑧ 地方税の取扱い

地方税の取扱いについては、平成15年9月22日第4回合併協議会において、標準税率に統一する案について、新市の財源不足を懸念した意見が多く出されたことから継続審議とし、各市町村で検討した後に、再度提案することとしていた。平成15年12月24日第7回合併協議会において、法人市町村民税、固定資産税の税率について標準税率に統一する案から、平成18年度まで不均一課税を実施し、段階的に標準税率に統合する修正案が提出され、原案のとおりとすることを確認した。

「(1) 個人市町村民税・均等割の税率については、地方税法の規定により2,500円とする。

・普通徴収の納期については、湯沢市・皆瀬村の例により合併時に統合する。

・減免については、湯沢市・稲川町・皆瀬村の例により合併時に統合する。

(2) 法人市町村民税

・税率については、稲川町・雄勝町・皆瀬村の例により標準税率とする。ただし、平成18年度までは、不均一課税を実施する。

・減免については、湯沢市・皆瀬村の例により合併時に統合する。

(3) 固定資産税

・税率については、稲川町・雄勝町・皆瀬村の例により標準税率とする。ただし、平成18年度までは、不均一課税を実施する。

・納期については、湯沢市・皆瀬村の例により合併時に統合する。

・減免については、稲川町・雄勝町・皆瀬村の例により合併時に統合する。

(4) 軽自動車税

・納期については、湯沢市の例により合併時に統合する。

・減免については、湯沢市・雄勝町・皆瀬村の例により合併時に統合する。

(5) 市町村たばこ税

・現行どおりとする。

(6) 特別土地保有税

・現行どおりとする。

(7) 入湯税

・免除については、湯沢市・雄勝町・皆瀬村の例により合併時に統合する。

(8) 鉱産税

- ・ 税率については、湯沢市・雄勝町・皆瀬村の例により合併時に統合する。

(9) 前納報奨金制度は合併時に廃止する。」

⑨ 一般職の職員の身分の取扱い

平成15年10月27日第5回合併協議会において、一般職職員の身分の取扱いについて協議し、原案どおりとすることを確認した。

「(1) 4市町村一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

(2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正に努めるものとする。

(3) 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。

(4) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。」

⑩ 新市建設計画

新市建設計画については、第10回合併協議会で素案の基本方針部分を提案し、平成16年4月27日第11回合併協議会において協議され、協議会における意見等に基づく必要な修正を加えながら、この基本方針に沿って策定作業を進めていくことを確認した。

その後、平成16年7月28日第15回合併協議会において、協議会における意見、県雄勝地域振興局との事前協議による結果等を踏まえた修正内容を報告し、住民説明会等における意見や県との内協議を経て検討・修正した内容を第16回合併協議会で報告し、協議会の確認を得て県との正式協議を行う案とすることを確認した。

平成16年9月27日第17回合併協議会では、合併特例法の規定に基づき県知事に協議していた新市建設計画について、平成16年9月15日付けで、「異存がない」との通知があったことが報告され、新市建設計画（湯沢市まちづくり計画）を最終確認した。

⑪ 特別職の職員の身分の取扱い

平成15年10月27日第5回合併協議会において、特別職の職員の身分の取扱いについて協議し、原案どおりとすることを確認した。

「(1) 特別職の職員の設置・人数・任期については、法令等の定めるところにより調整する。法令等の定めがない場合は、合併時まで調整し、必要のあるものについては新市において設置する。

(2) 特別職の職員の報酬については、現行の報酬額及び類似団体の例を参考に調整する。」

⑫ 条例・規則の取扱い

平成15年10月27日第5回合併協議会において、条例・規則の取扱いについて協議し、原案どおりとすることを確認した。

「条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行する必要があるもの
- (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの
- (3) 合併後、逐次制定し、施行するもの」

⑬ 機構及び組織の取扱い

平成16年7月28日第15回合併協議会において、事務組織及び機構の取扱いについて協議し、原案どおりとすることを確認した。

協議では、「複数カ所、複数回にわたって市役所窓口を訪れなければならない申請・届出などの手続きが1回で済むような、住民と行政とがお互い時間を短縮できるような事務組織・機構を考えてほしい。」という意見が出され、できるだけ効率性を追求し、具体的内容が固まった時点で協議会に報告することとした。

- 「(1) 新市の組織は、住民サービスの向上が図ることができるように十分配慮する。
- (2) 新市の事務組織及び機構は、次の「新市における事務組織・機構の整備方針」に基づき整備する。
 - ①住民に身近で、わかりやすく利用しやすい組織・機構
 - ②住民の声を反映することができる組織・機構
 - ③行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
 - ④指揮命令系統が明確で、簡素で効率的な組織・機構」

⑭ 使用料・手数料の取扱い

第4回合併協議会において、公民館、体育館、野球場、スキー場など各種施設の使用料は、施設の内容や建設年度が異なること等から、当分の間、原則として現行のとおりとすることとし、4市町村間で差異のある手数料については、合併時に統一するというので、印鑑証明や納税証明など大部分の手数料については、低い手数料としている市町村の額に統一する案が提案され、平成15年10月27日第5回合併協議会において、原案どおりとすることを確認した。

- 「(1) 4市町村で差異のない使用料及び手数料については、現行のとおりとする。
- (2) 4市町村で差異のある各種施設の使用料については、施設の内容及び建設年度が異なること等から、当分の間、原則として現行のとおりとする。その他の使用料については、原則として統一に向け調整する。
- (3) 4市町村で差異のある手数料については、住民負担に配慮し、負担の公平の原則により合併時に統一する。」

⑮ 一部事務組合等の取扱い

平成16年8月25日第16回合併協議会において、一部組合、公社等の取扱いについて協議し、原案どおりとすることを確認した。

【一部事務組合】

一部事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。

【土地開発公社】

- (1) 湯沢市土地開発公社については、新市の土地開発公社として引き継ぐ。
- (2) 稲川町、雄勝町、皆瀬村は、合併の日の前日をもって秋田県町村土地開発公社の設立団体から脱退する。

【公平委員会に係る事務委託】

公平委員会に係る事務の委託については、合併の日の前日をもって委託に関する規約を廃し、新市において現行の事務委託に関する規約の内容により合併の日に新たに締結する。

【第3セクター】

第3セクターについては、それぞれの設立目的及び地域の実情を尊重し、現行のとおり新市に引き継ぐ。」

⑯ 地域情報化事業の取扱い

平成16年6月14日第13回合併協議会において、地域情報化事業について協議し、原案どおりとすることを確認した。

- 「(1) 情報化計画については、新市において新計画を策定する。
- (2) 情報通信基盤については、合併時までに整備を図る。
- (3) ホームページについては、合併時までに新たに作成する。」

⑰ 地域審議会の取扱い

地域審議会の取扱いについては、平成16年6月28日第14回合併協議会において、次の理由から設置しないこととする案が提案された。

- (1) 合併特例法に基づく「地域審議会」は、設置期間を定める必要があるなど法令上の制約がある。
- (2) 住民自治を高めるため「地域審議会」の機能を加えた新市独自の組織を設け、機動的な体制を構築することにより同様の機能を有する組織が併置されることを避ける。

新市では、住民と行政のより良いパートナーシップを築くため、地域で活動している住民自治組織の充実及び自治意識の高揚を図り、地域の身近な課題を住民が自ら解決できる仕組みを確立する必要がある。そのため、旧市町村の各種団体のネットワーク化を図るとともに、住民の声を的確に把握し、地域の課題を身近なところで解決するための活動を行うほか、「地域審議会」と同様の役割を有する組織として、旧市町村単位に自治組織連絡協議会(仮称)を設置できるものとした。

平成16年7月28日第15回合併協議会において、協議した結果、原案どおり確認した。

「市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づく「地域審議会」は設置しない。

ただし、地域審議会の役割及び住民自治を高める等の役割を担うため、旧市町村単位に「自治組織連絡協議会(仮称)」を設置できるものとする。」

⑱ 町字名の取扱い

平成15年12月24日第7回合併協議会において、町名・字名の取扱いについて協議し、原案どおりとすることを確認した。

「字の名称及び区域は原則として従前のおりとし、大字名については合併前に現市町村で調整する。」

⑱ 慣行の取扱い

平成15年12月24日第7回合併協議会において、慣行の取扱いについて協議し、原案どおりとすることを確認した。

「(1) 市章については、新市において定めるものとする。

(2) 市の花・木・鳥、市の歌、市民憲章、各種宣言については、必要性を含め新市において検討するものとする。

(3) 表彰制度については、新市において新たな制度を創設するものとする。」

⑳ 補助金・交付金の取扱い

平成15年11月25日第6回合併協議会において、補助金、交付金の取扱いについて協議し、原案どおりとすることを確認した。

「補助金、交付金の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮しつつ、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、その在り方についての検討を行う。

(1) 団体に係るもの

①4市町村で同一あるいは同種の補助金、交付金については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。

②4市町村において独自の補助金、交付金については、制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、市域全体の均衡を保つよう調整する。

(2) 事業に係るもの

①4市町村で同一あるいは同種の補助金、交付金については、制度の統一化に向け調整する。

②4市町村において独自に実施している補助金、交付金については、事業の実績を踏まえ、市域全体の均衡を保つよう調整する。」

5 合併協定書の調印

平成16年10月18日、湯沢市・稲川町・雄勝町・皆瀬村の合併協定調印式が湯沢ロイヤルホテルで開催された。調印式には、県知事など10人の来賓が出席し、4市町村の議会議員、合併協議会委員、市町村職員など約200人が見守る中、進められた。

初めに、皆瀬村助役（合併協議会幹事長）よりこれまでの経過報告、湯沢市助役（同副幹事長）より合併協定書の内容説明が行われた。

続いて、合併協定書に4市町村長が署名、押印した後、特別立会人として県知事が署名し、知事より協定書が各市町村長に手渡された。県知事を中央に4市町村長が固い握手を交わすと、会場から一斉に拍手が沸き上がった。

この後、湯沢市長（合併協議会会長）から主催者を代表して、新市のまちづくりへの決意を込めたあいさつがあり、更に県知事、県議会議員から祝辞をいただいた。



合併協定調印式

6 法的手続き

① 合併関係市町村議会での関係議案の議決等

(1) 合併協定書の調印後、4市町村において次の廃置分合関係5議案が可決された。

- ・市町村の廃置分合について
- ・市町村の廃置分合に伴う財産処分について
- ・市町村の廃置分合に伴う議会の議員の在任の特例について
- ・市町村の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期の特例について
- ・市町村の廃置分合により設置する市の議会の議員の定数について

【議決日】

- ・湯沢市 平成16年10月22日
- ・稲川町 平成16年10月29日
- ・雄勝町 平成16年10月29日
- ・皆瀬村 平成16年10月26日

(2) 各市町村の議会議決後、平成16年10月29日に4市町村により次の協議が行われた。

- ・市町村の廃置分合に伴う財産処分に関する協議書
- ・市町村の廃置分合に伴う議会の議員の在任の特例に関する協議書
- ・市町村の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期の特例に関する協議書
- ・市町村の廃置分合により設置する市の議会の議員の定数に関する協議書

② 廃置分合申請

平成16年11月1日、4市町村長が県知事に対し、地方自治法第7条第1項の規定に基づく廃置分合申請書を提出した。

③ 県議会での議決

廃置分合申請書の提出を受けた県知事は、平成16年秋田県議会12月定例会に廃置分合議案「議案第241号 市町村の廃置分合について」を提案、同議案は、平成16年12月15日に可決された。

④ 県知事の決定・総務大臣への届出

廃置分合議案の可決後、県知事は平成16年12月16日付けで市町村の廃置分合を決定し、同日付けで総務大臣に届け出た。

⑤ 総務大臣告示

総務大臣は、平成17年1月17日付け総務省告示第35号により告示した。

7 新市移行までの諸準備

県への廃置分合申請を済ませた4市町村では、新市への円滑な移行に向け、下記の手続きを進めた。

① 市長職務執行者の決定

平成17年3月8日に新市の市長職務執行者を後藤市之丞（皆瀬村長）とすることで協議し、同日付で協議書を締結するとともに、平成17年3月14日第19回湯沢雄勝合併協議会に報告した。

② 新市章の決定

新市の市章については、平成15年12月24日第7回合併協議会で、新市において定めるものとすることを確認した。

平成17年2月10日から3月18日までデザインを一般公募し、同年5月31日に774点の作品の中から最優秀賞1点を決定し、同年7月18日開催の合併記念式典において制定した。

新市章は、「ゆ」の文字をモチーフに、緑は力づよく成長する稲葉や深緑に輝く山々を、青は市内を南北に流れる雄物川の清流を、橙は活力、歴史及び文化を表象している。

③ 電算システムの統一

電算システムの統合については、平成15年11月25日第6回合併協議会に「電算システム事業については、システムを統合し住民サービスの向上を図る。」旨の提案がなされ、同年12月24日第7回合併協議会において確認した。

4市町村の既存システムの導入業者及び県内基幹業務系システム導入業者を対象にプロポーザル方式により業者を選定し、合併に向けシステムの導入・構築を行った。経費については、概ね人口割50%均等割50%とし、データ移行費用等の4市町村で対応が異なる部分についてはあん分とし、4市町村がそれぞれ応分の負担をした。

新市の事務所について「本庁一部分散方式とし、旧町村役場に支所を置く。」ことで検討されていたため、庁舎間ネットワークが必要となり、平成16年5月24日第12回合併協議会において「情報通信基盤については、合併時までには整備を図る。」旨の提案がなされ、同年6月14日第13回合併協議会で確認した。

4市町村において平成16年度地域インターネット基盤施設整備事業を実施し、庁舎間ネットワーク等の情報通信基盤の整備を行った。経費については、情報センター、幹線、設計等の共用部分は、人口割50%均等割50%とし、支線等の4市町村で対応が異なる部分についてはあん分とし、4市町村がそれぞれ応分の負担をした。

④ 例規の整備

例規の整備については、合併協議会における「条例、規則等の取扱い」の調整の結果に基づき、次のとおり整備を進めた。

条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとした。

【即時施行】 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行する必要があるもの

【暫定施行】 合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの

【漸次施行】 合併後、逐次制定し、施行するもの

21分科会で所管する例規の原案を作成し、5専門部会での協議を経て幹事会で報告及び協議を行った結果、条例については次のとおり取り扱うこととした。

【即時施行】 230件

【暫定施行】 26件

【漸次施行】 9件

⑤ 閉庁式

平成17年3月22日に4市町村が一体となり新湯沢市が誕生することから、旧市町村の庁舎は一旦役割を終えることになるので、永い歴史に別れを告げ、新たな気持ちで新市へと出発するため、各議会議員等の出席のもと、旧市町村ごとに閉庁式を開催した。

【湯沢市閉庁式】

とき 平成17年3月18日午後4時

ところ 市役所本庁舎玄関

- 次第
- 1 開式のことば
 - 2 市長あいさつ
 - 3 市旗降納
 - 4 閉式のことば

【稲川町閉庁式】

とき 平成17年3月15日午前10時

ところ 稲川環境改善センター

- 次第
- 1 開式のことば
 - 2 町長あいさつ
 - 3 歴代町長への感謝状贈呈
 - 4 閉式のことば
 - 5 懇親会

【雄勝町閉庁式】

とき 平成17年3月18日午後3時30分

ところ 町役場玄関

- 次第
- 1 開式のことば
 - 2 役場看板取り外し
 - 3 町長あいさつ
 - 4 万歳三唱
 - 5 閉式のことば

【皆瀬村閉庁式】

とき 平成17年3月19日午前9時

ところ 村役場3階第1集会室

- 次第
- 1 開式のことば
 - 2 村長あいさつ
 - 3 閉式のことば



閉庁式

8 新市町誕生後の主な動き

① 合併初日の状況

合併初日の平成17年3月22日は、朝8時から本庁舎、稲川庁舎、雄勝庁舎及び皆瀬庁舎において開庁式を開催し、新市看板の除幕式を行った後、市長職務執行者及び各支所長が式辞を述べた。

【タイムスケジュール】

- 8：00 開庁式
- 8：30 事務決裁（人事、専決処分等）
- 8：40 教育委員、湯沢市土地開発公社理事辞令交付式
- 8：50 指定金融機関指定書交付式
- 9：00 事務引継ぎ
- 10：00 辞令交付式・訓辞
- 11：00 消防団長、固定資産評価審査委員会委員辞令交付
- 13：00 事務決裁



開庁式

② 合併記念式典

湯沢市合併記念式典については、平成17年7月18日に湯沢文化会館で開催した。

式典には、国、県、市の関係者や市民約700人が参加し、新市の市章除幕式の後、市長式辞、来賓祝辞と続き、旧市町村長、議長9人に総務大臣表彰、合併協議に尽力した24人に市から感謝状を贈呈した。

また、市内7中学校の吹奏楽部員約300人が記念演奏会を実施し、参加者から大きな喝采を浴びた。

【記念式典の概要】

- 1 開式の言葉
- 2 市章除幕
- 3 式 辞 市長
- 4 挨拶 市議会議長
- 5 来賓祝辞 総務大臣
(代理 総務省自治税務局企画課長 株丹達也)
秋田県知事(代理 秋田県出納長 品田稔)
国会議員、県議会議員等
- 6 来賓紹介
- 7 総務大臣表彰
 - ・旧湯沢市長 鈴木俊夫 ・旧稲川町長 遠藤幸次
 - ・旧雄勝町長 菅 義雄 ・旧皆瀬村長 後藤市之丞
 - ・旧湯沢市議会議長 永井邦右 ・旧湯沢市議会議長 武石孝次
 - ・旧稲川町議会議長 山谷重通 ・旧雄勝町議会議長 藤原勇夫
 - ・旧皆瀬村議会議長 佐藤利吉
- 8 感謝状贈呈
 - ・高橋敏生 ・藤原一男 ・後藤隆一
 - ・加藤昭悦 ・由利昌司 ・井口久雄
 - ・高橋雄幸 ・川崎秀悦 ・伊藤好治
 - ・兼子 力 ・高橋義明 ・佐藤利夫
 - ・佐藤友子 ・高橋みどり ・阿部宏見
 - ・佐藤正明 ・萩谷幸彦 ・高岡 正
 - ・榮喜絹子 ・兼子賢一 ・高橋昌子
 - ・佐藤和広 ・高橋保嘉 ・市川宗一
- 9 市章最優秀賞贈呈
 - (最優秀賞) 立志哲洋
 - (優 秀 賞) 伊藤泰子 松澤博 小松田弘

10 祝電披露

11 閉式の言葉

< 記念演奏会 > (演奏) 市内7中学校吹奏楽部合同バンド

< 記念祝賀会 > (会場) 湯沢グランドホテル



合併記念式典

③ 新市初議会

湯沢市長職務執行者は湯沢市議会 3 月臨時会（議員 76 名）を招集し、平成 17 年 3 月 25 日から 3 月 29 日まで、湯沢市立稲川農村環境改善センターにおいて議会を開催した。

臨時議長には最年長者の古関計一議員を選出し、正副議長及び各常任委員会（4 委員会）、議会運営委員会の正副委員長を選出した。この他、一部事務組合議員選挙、農業委員会の議会選出委員の推薦等を行った。

主な上程議案は次のとおりで、すべて承認、可決された。

- ・ 議会関係条例・規則
- ・ 専決処分の承認（20 件）
湯沢市役所設置条例のほか 229 件の条例制定など
- ・ 平成 17 年度湯沢市暫定予算

④ 市長選挙

湯沢市長選挙は、平成 17 年 4 月 10 日告示され、4 氏が立候補した。平成 17 年 4 月 17 日に投票が行われ、13,993 票を獲得し新市長に鈴木俊夫が当選した。次点との差は 3,659 票、有権者数 46,514 人、投票率 80.18%であった。

⑤ 新市長による議会の招集

新市長は第 1 回湯沢市議会定例会を招集し、平成 17 年 6 月 1 日から 6 月 24 日まで議会を開催した。主な上程議案は次のとおりで、すべて承認、同意及び可決された。

- ・ 専決処分の承認（平成 16 年度暫定補正予算等）
- ・ 平成 17 年度予算案（一般会計ほか 14 件）
- ・ 収入役の選任について
- ・ 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- ・ 教育委員会委員の任命について
- ・ 監査委員の選任について
- ・ 条例の制定及び一部改正（5 件）
- ・ 湯沢市過疎地域自立促進計画について

⑥ 在任特例後の議会議員選挙

平成 17 年 10 月 31 日在任特例期間満了に伴う合併後初の市議会議員一般選挙が告示され、定数 30 に対して 44 人が立候補した。平成 17 年 10 月 23 日に選挙が行われ、30 人の議員が決定した。次点との差は 19 票、有権者数 46,575 人、投票率 80.78%であった。

⑦ 決算審査の状況

平成 16 年度旧市町村の決算審査及び新市の決算審査については、平成 17 年第 2 回定例会において決算特別委員会を設置し、9 月 7 日から 9 日の 3 日間で審査した。最終日に委員長が報告し、全会一致で認定された。

合併協定書

合併協定書

平成16年10月18日



湯沢市



稲川町



雄勝町



皆瀬村

湯沢市・稲川町・雄勝町・皆瀬村

目 次

1. 合併の方式	1	27. 各種事務事業の取扱い	8
2. 合併の期日	1	27-1. コミュニティ施策事業	8
3. 新市の名称	1	27-2. 女性政策事業	8
4. 新市の事務所の位置	1	27-3. 姉妹都市・国際交流事業	8
5. 財産の取扱い	1	27-4. 電算システム事業	8
6. 現在実施している事業の取扱いについて	1	27-5. 地域情報化事業	9
7. 合併を見据えた事業計画について	2	27-6. 消防防災事業	9
8. 地域審議会の取扱い	2	27-7. 総合交通施策事業	9
9. 議会の議員の定数及び任期等の取扱い	2	27-8. 交通安全・防犯事業	9
10. 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	2	27-9. 保健衛生事業	9
11. 地方税の取扱い	3	27-10. 高齢者・障害者福祉事業	10
12. 一般職の職員の身分の取扱い	4	27-11. 児童・母子福祉事業	11
13. 特別職の職員の身分の取扱い	4	27-12. 社会福祉事業	11
14. 条例、規則等の取扱い	4	27-13. 環境対策事業	12
15. 事務組織及び機構の取扱い	4	27-14. 農林水産事業	12
16. 一部事務組合、公社等の取扱い	5	27-15. 商工・観光事業	13
17. 使用料、手数料の取扱い	5	27-16. 建設事業	13
18. 公共的団体の取扱い	5	27-17. 上・下水道事業	14
19. 補助金、交付金の取扱い	6	27-18. 学校教育事業	14
20. 町名・字名の取扱い	6	27-19. 社会教育事業	15
21. 慣行の取扱い	6	27-20. その他事業	15
22. 国民健康保険事業の取扱い	7	28. 新市将来構想、建設計画	別冊
23. 介護保険事業の取扱い	7		
24. 消防団の取扱い	7		
25. 行政連絡組織の取扱い	8		
26. 各種計画の取扱い	8		

1. 合併の方式

湯沢市、稲川町、雄勝町、皆瀬村を廃し、その区域をもって新しい市を配置する新設合併とする。

2. 合併の期日

合併の期日は、平成17年3月22日とする。

3. 新市の名称

新市の名称は、「湯沢市（ゆざわし）」とする。

4. 新市の事務所の位置

1. 新市の事務所の位置は、湯沢市佐竹町1番1号（現在の湯沢市役所の位置）とする。
2. 新市の事務所については、本庁一部分散方式とする。
3. 湯沢市役所を本庁とし、稲川町役場、雄勝町役場、皆瀬村役場に支所を置き、それぞれ「稲川庁舎」、「雄勝庁舎」、「皆瀬庁舎」と呼称する。
4. 支所の方式については、合併直後の住民サービスに急激な変化をきたすことのないよう地域住民の利便性を図るため、総合支所方式とする。
5. 新庁舎の建設については、住民の利便性、新市の組織・機構等を勘案しながら合併後検討する。

5. 財産の取扱い

1. 4市町村の所有する財産（権利、債務を含む。）は、すべて新市に引き継ぐ。
2. 財産区については、現行のとおり存続するものとする。
3. 山林等の旧慣による使用権については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
4. 温泉井の権利については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

6. 現在実施している事業の取扱いについて

4市町村が実施している継続事業（主要プロジェクト）については、新市

建設計画に組み入れて実施する。

7. 合併を見据えた事業計画について

合併に至るまでの期間における4市町村の新規事業や制度の創設等については、新市に移行する際、速やかに一体性及び公共性の確保に努めなければならないことから緊急性、地域バランス、適正規模、将来的な財政負担等を慎重に検討し実施することとする。

8. 地域審議会の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づく「地域審議会」は設置しない。

ただし、地域審議会の役割及び住民自治を高める等の役割を担うため、旧市町村単位に「自治組織連絡協議会（仮称）」を設置できるものとする。

9. 議会の議員の定数及び任期等の取扱い

1. 新市の議会の議員の定数は、30人とする。
2. 4市町村の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定（在任特例）を適用し、平成17年10月31日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。
3. 在任特例適用期間中の議会の議員の報酬は、現行報酬とする。

10. 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

1. 新市に一つの農業委員会を置く。
2. 4市町村の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月31日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
3. 新市の選挙による委員の定数は、40人とする。
4. 現市町村の区域を基本とする五つの選挙区（湯沢市2、稲川町1、雄勝町1、皆瀬村1）を設置する。

選挙区ごとの委員の定数は、選挙人の数により調整する。

1 1. 地方税の取扱い

(個人市町村民税)

普通徴収の納期については、湯沢市・皆瀬村の例により合併時に統一する
減免については、湯沢市・稲川町・皆瀬村の例により合併時に統一する。

(法人市町村民税)

税率については、稲川町・雄勝町・皆瀬村の例により標準税率とする。ただし、湯沢市の区域については段階的に調整し、平成19年度から標準税率とする。

減免については、湯沢市・皆瀬村の例により合併時に統一する。

(固定資産税)

税率については、稲川町・雄勝町・皆瀬村の例により標準税率とする。ただし、湯沢市の区域については段階的に調整し、平成19年度から標準税率とする。

納期については、湯沢市・皆瀬村の例により合併時に統一する。

減免については、稲川町・雄勝町・皆瀬村の例により合併時に統一する。

(軽自動車税)

納期については、湯沢市の例により合併時に統一する。

減免については、湯沢市・雄勝町・皆瀬村の例により合併時に統一する。

(市町村たばこ税、入湯税、鉱産税、特別土地保有税)

市町村たばこ税、特別土地保有税については、現行のとおりとする。

入湯税の免除については、湯沢市・雄勝町・皆瀬村の例により合併時に統一する。

鉱産税の税率については、湯沢市・雄勝町・皆瀬村の例により合併時に統一する。

(その他)

前納報奨金制度は、合併時に廃止する。

1 2. 一般職の職員の身分の取扱い

1. 4市町村の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
2. 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
3. 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。
4. 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。

1 3. 特別職の職員の身分の取扱い

1. 特別職の職員の設置・人数・任期については、法令等の定めるところにより調整する。法令等の定めがない場合は、合併時まで調整し、必要のあるものについては新市において設置する。
2. 特別職の職員の報酬については、現行の報酬額及び類似団体の例を参考に調整する。

1 4. 条例、規則等の取扱い

条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行する必要があるもの
- (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの
- (3) 合併後、逐次制定し、施行するもの

1 5. 事務組織及び機構の取扱い

1. 新市の事務組織及び機構は、住民サービスの向上を図ることができるように十分配慮する。
2. 新市の事務組織及び機構は、次の方針に基づき整備する。
 - (1) 住民に身近で、わかりやすく利用しやすい事務組織・機構
 - (2) 住民の声を反映することができる事務組織・機構

- (3) 行政課題に迅速かつ的確に対応できる事務組織・機構
- (4) 指揮命令系統が明確で、簡素で効率的な事務組織・機構

16. 一部事務組合、公社等の取扱い

(一部事務組合)

一部事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。

(土地開発公社)

1. 湯沢市土地開発公社については、新市の土地開発公社として引き継ぐ。
2. 秋田県町村土地開発公社の設立団体である稲川町、雄勝町、皆瀬村は、合併の日の前日をもって同公社から脱退する。

(事務委託)

公平委員会に係る事務の委託については、合併の日の前日をもって委託に関する規約を廃し、新市において現行の事務委託に関する規約と同様の内容の規約を定め、合併の日に新たに事務の委託を行う。

(第3セクター)

第3セクターについては、それぞれの設立目的及び地域の実情を尊重し、現行のとおり新市に引き継ぐ。

17. 使用料、手数料の取扱い

1. 4市町村で差異のない使用料及び手数料については、現行のとおりとする
2. 4市町村で差異のある各種施設の使用料については、施設の内容及び建設年度が異なること等から、当分の間、原則として現行のとおりとする。その他の使用料については、原則として統一に向け調整する。
3. 4市町村で差異のある手数料については、住民負担に配慮し、負担の公平の原則により合併時に統一する。

18. 公共的団体の取扱い

公共的団体については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

1. 4市町村共通の団体について

- (1) 新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるように調整に努める。
- (2) 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。
- (3) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。

2. 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

19. 補助金、交付金の取扱い

補助金、交付金の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮しつつ、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、そのあり方についての検討を行う。

1. 団体に係るもの

- (1) 4市町村で同一あるいは同種の補助金、交付金については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。
- (2) 4市町村における独自の補助金、交付金については、制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、市域全体の均衡を保つよう調整する。

2. 事業に係るもの

- (1) 4市町村で同一あるいは同種の補助金、交付金については、制度の統一化に向け調整する。
- (2) 4市町村において独自に実施している補助金、交付金については、事業の実績を踏まえ、市域全体の均衡を保つよう調整する。

20. 町名・字名の取扱い

町・字の名称及び区域は原則として従前のとおりとし、大字名については合併前に現市町村で調整する。

21. 慣行の取扱い

1. 市章については、新市において定めるものとする。

2. 市の花・木・鳥、市の歌、市民憲章、各種宣言については、必要性を含め新市において検討するものとする。
3. 表彰制度については、新市において新たな制度を創設するものとする。

2.2. 国民健康保険事業の取扱い

1. 国民健康保険税の基礎課税額、介護納付金課税額の賦課方式については、4方式とし、平成17年度から税率を統一する。なお、納期は湯沢市の例により8期とする。
2. 国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。
3. 保険給付事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
4. 医療費通知については、湯沢市の例により実施する。
5. 人間ドック助成については、40歳以上の者を対象として実施する。

2.3. 介護保険事業の取扱い

1. 介護認定審査会の設置・運営については、現行のとおり実施できるよう単独団体と調整を図る。
2. 市町村単独給付については、内容に差異があるため、事業の実績及び保障財政の状況を踏まえ、平成17年度から制度を再編する。
3. 第1号被保険者の保険料については、本来の改定期となる平成18年度から統一する。
4. 第1号被保険者の保険料の普通徴収の納期については、平成17年度から湯沢市の例により統一する。
5. 介護保険事業計画については、新市において、平成18年度からの5年間を期間とする計画を策定する。合併年度及び平成17年度においては、現行の計画を運用する。

2.4. 消防団の取扱い

1. 消防団は、合併時に統合する。
2. 組織については、当面、現市町村消防団を支団とし、支団の下に分団を置く。
3. 各種手当、諸行事については、合併時まで統一に向け調整を図る。

2.5. 行政連絡組織の取扱い

1. 行政区の区域及び名称については、現行のとおりとする。
2. 行政員等については、名称を行政員とし、職務内容は合併時に統一できるよう調整を図る。

2.6. 各種計画の取扱い

各種計画の見直しに当たっては、新市建設計画等との整合性を図り、市域全体の均衡を保つよう調整する。

2.7. 各種事務事業の取扱い

2.7-1. コミュニティ施策事業

1. 地域住民が主体的に実施している地域イベントについては、新市においても引き続き支援する。
2. コミュニティ拠点施設については、有効活用が図られるよう新市において調整する。
3. 集落集会施設等整備費の助成については、合併後に再編する。
4. 地域自治活動については、地域の意向・自主性を尊重しつつ、住民と行政が協働できる体制を確立するよう努め、活動に対する支援を行う。

2.7-2. 女性政策事業

新市において、男女共同参画計画を早期に策定するなど、男女共同参画社会の形成に努める。

2.7-3. 姉妹都市・国際交流事業

姉妹都市、友好都市、国際交流事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、事業内容等については、新市において調整を図る。

2.7-4. 電算システム事業

電算システム事業については、システムを統合し住民サービスの向上を図る。

27-5. 地域情報化事業

1. 地域情報化計画については、新市において新たに策定する。
2. 情報通信基盤については、合併時までに整備を図る。
3. ホームページについては、合併時までに新たに作成する。

27-6. 消防防災事業

1. 地域防災計画及び水防計画は、新市において新たに策定する。
2. 防災会議及び水防協議会は、合併時に新たに設置する。
3. 消防防災施設、自主防災組織及び防災行政無線はすべて新市に引き継ぐものとし、合併後、そのあり方について調整を図る。
4. 災害対策本部等の組織は、新市において早期に統一を図る。ただし、災害時に支障が生じないよう、指揮命令系統については合併までに調整を図る。

27-7. 総合交通施策事業

公共交通機関の確保に関する事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

27-8. 交通安全・防犯事業

(交通安全事業)

1. 交通安全対策会議は合併後に新たに設置し、新市において交通安全計画を策定する。
2. 交通指導隊は合併時に再編し、交通安全推進員は合併時に廃止する。

(防犯事業)

1. 生活安全推進協議会は、合併後に新たに設置する。
2. 防犯指導隊は、合併時に再編する。

27-9. 保健衛生事業

(母子保健事業)

母子保健事業については、現行の内容を基準に調整を行い、合併時までに統一を図る。

(予防接種事業)

予防接種事業については、実施方法等について調整を行い、合併時までに統一を図る。

(基本健診・各種検診事業)

基本健診・各種検診事業については、関係機関との協議・調整を行い、合併時までに統一を図る。

(その他)

診療所については、現行のとおり新市に引き継ぐよう調整する。

27-10. 高齢者・障害者福祉事業

(高齢者福祉事業)

1. 高齢者福祉に係る国・県の制度又は事業については、その要綱等に準拠しながら調整を図る。各市町村独自の制度又は事業で差異があるものは、経緯及び実績に配慮しつつ市域全体の均衡を保つよう調整を図る。
2. 敬老会については、合併時までに対象年齢、内容等を再編する。
3. 長寿祝金については、合併時までに対象年齢、支給額等を再編する。
4. 在宅介護支援センターについては、基幹型センター1ヶ所、地域型センター5ヶ所に再編する。
5. はり・きゅう・マッサージ施術費助成については、合併時までに制度を統一する。
6. 養護老人ホームの入所判定については、新市において新たに入所判定委員会を設置する。
7. 介護予防関連事業については、合併時までに制度を統一する。

(障害者福祉事業)

1. 障害者福祉に係る国・県の制度又は事業については、その要綱等に準拠しながら調整を図る。各市町村独自の制度又は事業で差異があるものは、経緯及び実績に配慮しつつ市域全体の均衡を保つよう調整を図る。
2. 障害者支援費制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
3. 人工透析患者通院費助成については、合併時までに皆瀬村の例を基本に制度を再編する。

4. 精神障害者在宅福祉事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
5. 精神障害者小規模作業所等通所者への交通費助成については、合併時までに雄勝町の例を基本に制度を再編する。
6. 知的障害者小規模作業所通所者への交通費助成については、合併時までに精神障害者小規模作業所等通所者への交通費助成にならない実施できるよう調整する。

27-11. 児童・母子福祉事業

1. 児童・母子福祉に係る国・県の制度又は事業については、その要綱等に準拠しながら調整を図る。各市町村独自の制度又は事業で差異があるものは、経緯及び実績に配慮しつつ市域全体の均衡を保つよう調整を図る。
2. 保育所については、現行のとおり新市に引き継ぐ。保育料については、国の基準及び現行の水準を基本に平成20年度まで統一するよう段階的に調整を図る。
3. 一時保育及び延長保育については、地域の実情と需要に応じて実施するよう調整を図る。障害児保育については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
4. 地域子育て支援センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
5. 放課後児童クラブについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
6. 児童館については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
7. 母子生活支援施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
8. 次世代育成支援対策のための市町村行動計画については、合併時までに新市を見据えた計画を共同で策定し、新市に引き継ぐ。

27-12. 社会福祉事業

1. 生活保護に関する事務については、新市に設置する福祉事務所において実施する。
2. 民生・児童委員については、合併後に再編する。
3. 民生委員推薦会については、合併時に再編する。
4. 地域福祉計画については、新市において策定する。
5. 共同募金の事務は、現行のとおり実施できるよう調整を図る。

6. 戦没者追悼式については、合併時までには再編できるよう関係団体と調整を図る。

27-13. 環境対策事業

1. 環境調査事業については、新市において調査地点を定め実施する。
2. 環境審議会については、合併後早期に設置する。
3. 環境基本計画・廃棄物処理計画等については、合併後に計画を策定する。
4. 一般廃棄物処理については、合併時までに統一できるよう調整を図る。
5. ごみ集積所については、現行のとおりとする。
6. 一般廃棄物集積所整備助成については、当面、雄勝町の例を基本に存続させ、生ごみ処理器購入助成については、合併時に廃止する。
7. 指定ごみ袋については、合併時までに統一を図る。
8. し尿・浄化槽汚泥処理については、現行を基本として実施できるよう調整を図る。

27-14. 農林水産事業

(農業)

1. 農業振興に関する各種の計画については、新市において新たに策定する。
2. 担い手確保・育成については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、担い手組織については、合併後に再編し活動の充実・組織強化を図る。
3. 産業祭については、新市において実施できるよう調整を図る。
4. 地域振興作物等については、現市町村の対象作物を新市の振興作物として引き継ぐ。
5. 利子補給制度、助成制度については、合併時までに統一を図る。ただし、合併前に利子補給の決定を受けたものについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(林業)

1. 市町村森林整備計画については、新市において新たに策定する。
2. 森林病害虫防除については、新市において引き続き実施する。
3. 林道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

4. 有害鳥獣捕獲については、関係機関と協議・調整を行い、合併時までに再編を図る。

(畜産業)

1. 畜産糞尿処理・堆肥製造施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
2. 助成制度については、合併時までに統一を図る。

(土地改良事業)

1. 土地改良事業の受益者負担については、国のガイドラインに基づき新市において統一するよう、合併時までに調整を図る。ただし、継続事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ実施する。
2. 助成制度については、合併時までに再編を図る。

27-15. 商工・観光事業

1. 中小企業に対する事業資金の融資については、現行の内容を基準に調整し平成17年度から統一する。
2. 誘致企業等に対する奨励措置については、合併時までに現行の内容を基準に再編する。
3. 商店街振興事業については、合併時までに湯沢市の例により再編する。
4. 伝統工芸品の振興事業については、合併時までに稲川町の例により再編する。
5. 観光イベントについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。実施方法については、関係団体と調整する。
6. 観光施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。管理運営方法については、従来からの経緯や実情に配慮し、効率的な運営を行うよう調整を図る。

27-16. 建設事業

1. 市道の認定基準については、合併時までに統一する。
2. 除雪体制については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後再編する。
3. 都市計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
4. 公営住宅の入居資格及び選考方法については、合併時までに統一する。家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

27-17. 上・下水道事業

(上水道事業)

1. 水道施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
2. 水道料金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、適正な管理運営に努める。
3. 量水器使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、適正な管理運営に努める。
4. 水道加入金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、適正な管理運営に努める。
5. 水道関係手数料については、合併時に湯沢市の例により統一する。
6. 上水道加入促進対策の助成については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(下水道事業)

1. 公共下水道、農業集落排水及び浄化槽の整備計画については、現行計画を基本として新市において新たに策定する。
2. 公共下水道の受益者負担金、分担金及び使用料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
3. 農業集落排水の加入者負担金及び使用料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
4. 浄化槽整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
5. 水洗便所等改造資金利子補給については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
6. 下水道加入促進のための整備費の助成については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

27-18. 学校教育事業

1. 小学校及び中学校の通学区域については、現行のとおりとする。
2. 学校給食事業については、当面現行のとおりとする。給食費についても同様とする。
3. 修学旅行助成事業については、湯沢市の例を基本に、合併時までに再編する。

4. スクールバスの運行については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
5. 遠距離通学費の助成については、合併時までに再編する。
6. 奨学金貸付事業については、これまでの経緯や地域の実情を考慮し、現行のとおり引き継ぐこととし、合併後5年を目途に市域全体の均衡が図られるよう制度を再編する。

27-19. 社会教育事業

1. 図書館・図書室については、現行のとおり新市に引き継ぐ。移動図書館、ミニ図書館については、新市において調整を図る。
2. 成人式については、新市において一会場で開催することとする。
3. 体育指導委員、社会教育委員については、合併時に再編する。
4. 公民館運営審議会については、合併時に廃止する。
5. 体育協会、芸術文化協会については、合併時に統合できるよう4市町村の協会との調整を図る。
6. スポーツ少年団については、合併時に本部を統合する。単位団の活動については、現行のとおりとする。
7. 学校施設の開放については、当面現行のとおりとする。
8. スポーツ教室・大会及び文化講座等については、地域住民のニーズに応じ新市において調整を図る。
9. 指定・登録文化財については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

27-20. その他事業

1. 指定金融機関については、合併時までに選定できるよう調整を図る。指定代理金融機関については指定しないこととする。収納代理金融機関については、新市内のすべての金融機関を指定する。
2. 市町村税等の口座振替については、新市においても可能な限り実施できるよう合併時までに調整を図る。
3. 広報紙の発行は月2回とし、合併時に統合する。
4. 広聴活動については、新市において調整を図る。
5. 夜間等の窓口対応については、現行のとおりとする。

6. 情報の公開及びその手続き等については、湯沢市の例により合併時までに統一する。
7. 選挙の開票における投票区、不在者投票所については現行のとおり新市に引き継ぐこととする。投票時間については、地域の実情等を踏まえ合併時までに調整を図る。

28. 新市将来構想、建設計画

別冊

調 印 書

特 別 立 会 人

湯沢市・稲川町・雄勝町・皆瀬村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく湯沢雄勝合併協議会において、合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成16年10月18日

秋田県知事

吉田典雄

湯沢市長

鈴木俊夫



稲川町長

遠藤亨次



雄勝町長

菅 義 雄



皆瀬村長

皆瀬市之丞



立 会 人

(秋田県)

合併協議会委員

高橋敏生

(湯沢市)

合併協議会委員

永井邦右

(湯沢市)

合併協議会委員

藤原一男

(湯沢市)

合併協議会委員

武石孝次

(湯沢市)

合併協議会委員

今搦義明

(湯沢市)

合併協議会委員

佐藤利夫

(湯沢市)

合併協議会委員

佐藤反子

(稲川町)

合併協議会委員

山谷重通

(稲川町)

合併協議会委員

佐藤隆一

(稲川町)

合併協議会委員

加藤昭悦

(稲川町)

合併協議会委員

高橋みどり

(稲川町)

合併協議会委員

佐藤正明

(稲川町)

合併協議会委員

阿部宏見

(雄勝町)

合併協議会委員

藤原勇夫

(雄勝町)
合併協議会委員

宮橋雄幸

(雄勝町)
合併協議会委員

川崎有悦

(雄勝町)
合併協議会委員

萩谷孝秀

(雄勝町)
合併協議会委員

高岡 正

(雄勝町)
合併協議会委員

菜喜絹子

(皆瀬村)
合併協議会委員

近藤利吉

(皆瀬村)
合併協議会委員

伊藤好治

(皆瀬村)
合併協議会委員

兼子 力

(皆瀬村)
合併協議会委員

兼子賢一

(皆瀬村)
合併協議会委員

高橋昌子

(皆瀬村)
合併協議会委員

佐藤和広